

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和6年6月6日開催 日本暗号資産取引業協会]

1. 暗号資産交換業を取り巻く当面の課題

- 2023年6月より、「電子決済手段等取引業・電子決済等取扱業」の制度が開始され、いわゆる「ステーブルコイン」については、引き続き、取扱いを検討している事業者からの相談を受けており、事業者の中には事前審査を開始している先も出てきているところ。

- ・ 「ステーブルコイン」が円滑に発行・流通されるため、
- ・ また、その仲介業者である電子決済手段等取引業者等が適切な事業運営を行える環境を整えるため、

その中核を担う自主規制機関の役割は重要である。貴協会がその役割を担うことについて、手を挙げていただいたことに感謝申し上げます。金融庁では引き続き貴協会の取組みを支援していきたいと考えているので、貴協会においてもこれまで以上に積極的に取り組んでいただきたい。

- ICO/IEO 審査について、貴協会におかれては、当庁とも緊密に連携いただき、利用者保護に配慮しつつ迅速な取り扱いができるよう、審査効率化等の取組を推進いただいている。国内の ICO/IEO 事例が徐々に増加する中で見えてきた課題もあると考えており、引き続き審査内容の高度化に取り組んでいただき、当庁としても、その取組みを後押ししていきたいと考えている。また、貴協会が会員に対して付している付帯条件・付言の対外公表に向けてご尽力いただいていると承知しており、当庁との緊密な連携に感謝申し上げます。
- 2023年6月1日のトラベルルール制度開始から、約1年が経過した。運用開始1年を機に、改めてトラベルルールの適切な運用に向けた点検等について、ご検討いただきたい。

2. 令和6年度税制改正（暗号資産関係）等について

(1) 令和6年度税制改正（暗号資産関係）について

- 令和6年度税制改正において、一定の要件を満たす発行体以外の第三者が保有するものについて、期末時価評価課税の対象外とすることとなり、4月1日に制度が施行されたところ。
- 貴協会におかれては、期末時価評価課税の対象外となる移転制限付き暗

号資産に係る自主規制規則やガイドラインの策定にご尽力いただき感謝申し上げます。制度の活用に向けて、引き続きよろしくお願いしたい。

(2) 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」について

- 令和5年11月13日、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」第12回会合において、暗号資産等の規制・ビジネスの動向、暗号資産カストディアンのセキュリティ対策について議論が行われた。

(3) 書面揭示規制の見直しに係る府令の公表について

- 令和6年3月22日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月デジタル臨時行政調査会決定)を踏まえ、特定の場所において書面で揭示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで利用者の利便性の向上を図るための府令^(注)の公布、パブリックコメント結果の公表を行った。施行日は令和6年4月1日。

(注) 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和六年内閣府令第十九号)

3. 暗号資産に関する FATF での議論について

- (前回の意見交換会でも触れたが) FATF では、各国における FATF 基準の実施が遅れていることに強い危機感を持っており、各国の基準実施促進を促す観点から、2024年3月末、FATF 全加盟法域と重要な暗号資産活動のある法域を対象として、基準の実施状況等に係る一覧表を公表した。なお、当庁は、政策企画部会(PDG)共同議長国、暗号資産コンタクト・グループ(VACG)共同議長国として、本一覧表の取り纏めに貢献した。
- 本一覧表は、各国の自己申告に基づくものであるが、規制・監督当局のみならず、民間部門においても、暗号資産活動が重要な法域における法整備等の基準実施状況を見極める一助となることを期待しており、是非ご活用頂きたい。

4. マネロン等対策に係る当面の対応等について

(1) マネロン等対策に係る当面の対応について

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」については、2024年3月末に対応期限を迎え、4月末に「対応結果の報告」を提出いただいたところ。
- 経営トップのリーダーシップのもと対応を進めてこられたことに感謝申し上げます。

- 現在、当局では、暗号資産交換業者における態勢整備状況の確認を行うべく、本報告を踏まえたモニタリングを行っているところである。
- 今後は2028年に予定されているFATF第5次対日相互審査も見据え、各事業者においては整備したマネロン等リスク管理態勢を適切に運用し、その有効性を検証し、継続的に態勢を維持・高度化していただく必要がある。
- 当庁としても、各事業者における、こうした有効性の検証等の取組みについて先行的に対応を実施している金融機関の事例を共有するとともに、皆様方の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか検討を進めてまいりたい。

(2) 金融犯罪対策について

- 昨今、SNS上で著名人等になりすました投資詐欺やフィッシングによる被害が急増している現状を踏まえ、政府として、これらの犯罪に対処するための「総合的な対策プラン」が、今月目途に取りまとめられる。
- 今後、取りまとめられる「プラン」の内容も踏まえ、当庁としては、関係省庁と連携し、詐欺等の金融犯罪被害の抑止に向けた対応を強化していく。各社におかれては、引き続きご協力いただきたい。

(3) 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」について

- 5月17日、マネロン等対策に関する政府の新たな行動計画が策定、財務省ウェブサイトにおいて公表された。
- 新たな行動計画においては、今後3年間の政府及び金融機関等が実施すべき取組みを取りまとめたものであり、金融業態においても、官民一体で、リスクベースアプローチに基づきマネロン等対策の強化・高度化を着実に進めていく必要がある。
- これまでの計画では期限を定めて基礎的な態勢整備を主に対応いただいてきたところ、先ほど申し上げたとおり、今後は態勢の実効性を高めていくとともに、金融犯罪の巧妙化をはじめとするリスク環境の変化にも対応できるよう取り組んでいただきたい。

5. フィッシング対策の強化について

- 2023 年初から 11 月末までにおけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害額は、いずれも過去最多を更新し、被害件数 5,147 件、被害額約 80 億円となっている。これを踏まえ、2023 年 12 月 25 日に、当庁及び警察庁から改めて、一般利用者向けに注意喚起を行っている。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※ 「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）」

https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/13.pdf

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

（以 上）